

付表3 妻の就業選択:子供のいる25歳以上有配偶女性
使用変数の平均値

		自営業を含む	自営業を除くサンプル	
		全サンプル	妻・35歳未満	妻・35歳以上
妻・パート	_lwoccu_1	0.235	0.124	0.307
妻・常勤	_lwoccu_2	0.238	0.171	0.284
妻・自営業	_lwoccu_3	0.023	0.000	0.000
妻の現在年齢	w_age	37.355	30.377	41.175
夫の現在年齢	h_age	40.110	33.263	43.857
夫の対数所得	lhinc	6.261	6.107	6.349
夫の労働時間	hwhour	48.815	50.404	47.879
妻・高卒	_lwedu_2	0.537	0.521	0.548
妻・高専短大卒	_lwedu_3	0.269	0.346	0.228
妻・大卒以上	_lwedu_4	0.103	0.102	0.099
夫・高卒	_lhedu_2	0.464	0.461	0.467
夫・高専短大卒	_lhedu_3	0.070	0.094	0.058
夫・大卒以上	_lhedu_4	0.358	0.384	0.340
市部	city	0.809	0.820	0.808
有効求人倍率	yuko	1.455	1.472	1.446
保育所定員率	hoiku	26.013	26.354	25.771
子・3歳未満	_lkids012_1	0.238	0.584	0.050
待機児童率	taiki0	7.953	7.844	8.047
3歳未満×待機率	_lkidxtaik*1	1.870	4.486	0.450
子・3～5歳	kids345	0.174	0.296	0.108
夫の親と同居	_lcorr_1	0.257	0.248	0.256
妻の親と同居	_lcorr_2	0.092	0.073	0.098
サンプル数		3804	1337	2378

公務員女性の高出生力の背景を探る —未婚男女の就業・結婚・子ども意識の実証分析—

新谷由里子

1.はじめに

急激な少子高齢化による本格的な労働力不足の到来を控え、女性の就業と子育ての両立の問題は社会的支援の対象となってきた。これまでさまざまな両立支援策が試みられてきたものの、いまだこれらの施策が際立った効果をもたらしているとはいえず、むしろ出産後の家庭専業傾向が強まったという分析も明らかとなっている。一方、近年における独身女性の理想の生き方に注目してみると、就業と子育ての「両立」志向は着実に強まっており、既婚女性の実態とのギャップがさらに大きくなりつつあるのが現状である。このような理想と現実のギャップをもたらすものは何であるのか、就業と子育ての両立はいかなる状況のもとで可能なのか、その要因を明らかにすることが急務といえよう。

本稿では、就業を継続しつつも高い出生力をもつ公務員女性に注目し、就業と子育ての両立可能条件を探るため、未婚男女の分析を新たに試みた。既婚女性を対象とした公務員研究においては、公務員女性の高い出生力は、企業と比較して育児休業などの支援システムが確立し、利用しやすいこと、夫が公務員である割合が高く、比較的サポートが受けやすいということなどがその要因として示唆された。今回の分析では特に、公務員女性の高出生力と強い関連をもつ公務員男性の就業、結婚や子どもに関する意識や実態の把握を中心に、未婚男女の分析を行う。

2.有配偶の公務員女性の分析知見

第11回出生動向調査(1997)の有配偶者を対象とした公務員研究の分析知見¹⁾によると、公務員は結婚持続期間を通して出生児数が多く、民間の企業勤務者と比較して高い出生力を持つことが明らかとなった(図1)。無子割合については、結婚持続期間5年以降において、民間の無子割合がとくに高くなっており、第1子の有無が、公務員との出生力格差の要因であることが示唆された。公務員女性における高い出生力の要因を分析するために、第1子を持つ可能性について多変量解析を用いて分析を試みた結果、妻が公務員であることは、民間企業に勤務する女性と比較して子どもを持つ可能性が有意に高いことが明らかとなった(表1)。

この分析では、育児休業の取得割合などの育児環境変数も投入したが、育児休業の法令化施行後間もなかった為か、子どもを持つこととの関連を見出すことができなかった。その他、関連する変数として妻の職業だけでなく、夫の職業にも注目し、子どもの有無との関連をみたところ、夫が公務員であることは有意ではないが、子どもを持つ可能性を高め

1) 新谷由里子 1999.12 「出生力に対する公務員就業環境効果の分析」『人口学研究』第25号 41-50ページ

ることがわかった。また、夫の職業変数を投入することによって妻の有意性がなくなるといった結果は、夫が公務員であることが妻が公務員であることの影響を相殺する効果を示している（表 1-モデル D）。最後のモデルとして、夫と妻の職業組み合わせの変数を作成し、その影響を調べたところ「夫、妻ともに「公務員」の場合は、それ以外の組み合わせと比較して、子どもを持つ可能性が有意に高いことが明らかとなった（表 1-モデル E）。以上のような結果により、子どもの有無に関して妻だけでなく夫の就業状況も重要な変数であることが確認され、さらに夫婦としてペアで分析する必要性が示唆された。

3. 未婚男女の分析

今回の分析では、「公務員」の意識の特性を探ることを目的とするため未婚男女の職業を「公務員」、「大企業」、「中小企業」の3つに分類²⁾し、結婚、仕事、家族、子どもに関する意識や望ましい女性のライフコースなどの質問項目に関してどのような違いが見出せるのかを分析する。

企業規模別の分布は、男子が公務員 4.9%、大企業 25.8%、中小企業 69.3%、女子が公務員 5.2%、大企業 23.4%、中小企業 71.4%であった（表 2）。なお、分析では「正規の職員」のみを対象とし、パート、アルバイトなどは除くこととした。

3-1. 基本的属性

男子の年齢の分布をみると（表 3）、公務員は企業勤務者と比較して、年齢が高い者が多く、20 歳未満となるとごく少数となる。公務員における全体的な年齢の高さは、最終学歴と関係があると考えられ、この傾向は女子にも同様にみられる（表 4）。

学歴に関しても、公務員は大学以上の者の割合が高く、企業勤務者よりも高学歴である。この傾向は女子においてより顕著に見られる（表 5,6）。

収入の違いをみると、男子では、公務員と大企業では、中小企業の者よりも高い収入を得ている割合が高く、約 6 割の公務員男性が 300-499 万円程度である（表 7）。公務員女子に関しては、中小企業だけでなく大企業の勤務者と比較しても高い収入を得ている者が多くなっている（表 8）。

3-2. 希望子ども数

既婚者における実際の子どもの数は、公務員女性の高出生力が特徴的であるが、結婚以前の出生意欲にはどのような傾向がみられるのだろうか。未婚者の平均希望子ども数を、企業規模別に比較してみると、男女ともに公務員の平均希望子ども数はかなり高く、企業勤務者との差が明確である。また希望子ども数の違いをみると、企業勤務の女子で「子どもはらない」とする者の割合が 5%程度いるが、公務員女子では、少なくとも

²⁾ 公務員、大企業、中小企業の変数は以下のように定義した。
公務員—正規の職員として勤務、官公庁勤務
大企業—正規の職員として勤務、企業規模 1000 人以上
中小企業—正規の職員として勤務、企業規模 1000 人未満

も1人以上の子どもを希望しており、また3人以上を希望する割合も高い。このように公務員における出生意欲は、男女ともに結婚以前においても高いことがわかる(表9,表10)。

3.3.理想・予定・期待のライフコース

既婚者の分析からは、結婚、出産などのライフイベント時における公務員女子の就業継続率の高さが明らかとなっている。第11回出生動向基本調査の分析からは結婚前公務員であった既婚女子において、結婚後も就業を継続する者は76%(全体43%)、出産後の就業継続は55.5%(全体13.3%)であった。また、雇用者における既婚者比率が、企業勤務者よりも高いことも明らかであり、公務員は教員等と並んで結婚・出産後も定着率が高い働き方のひとつである³⁾。

では、未婚男女が描いているライフコースはどのようなものなのだろうか。結婚前において就業継続に関する意識に特徴があるかを、男子が女子に期待するライフコース、女子の理想・予定とするライフコースおよびそのギャップについてみてみたい。

表11は男子が女子に期待するライフコースの分布を企業規模別にみたものである。企業勤務者と比較して、公務員男子が期待する女性のライフコース観は、「両立」志向の割合が高く、反対に「専業主婦」コース、「再就職」コースは低い傾向が見られる。特に、「専業主婦」コースを支持する割合が7.7%と1割に満たないことは特徴的であり、大企業勤務者の1/3程度である。

女子の理想とするライフコースは、公務員と企業勤務者で大きな違いが見られ、公務員女子の半数以上が(53.5%)「両立」コースを理想としている。一方、大企業、中小企業勤務者では「再就職」コースを志向する者が最も多い。また、大企業勤務者においては専業主婦志向も2割程度いることがわかる(表12)。

より現実的な選択としての予定のライフコースについてみてみると、その割合は下がるものの、公務員女子の44.4%がやはり「両立」コースを選択している。大企業、中小企業勤務者も、両立コースはさらに低下し(9.5%、14.9%)、一方で「再就職」コースの割合が半数近くと高い。その他、結婚しないで就業をつづけるといった「非婚就業」コースにおいて公務員の割合が高い(17.2%)ことも特徴的である(表13)。

以上のような結果によると、理想と予定のライフコースのギャップは公務員、企業勤務者でその内容に差があることがわかる(図2,3,4)。つまり、公務員女子はもともと両立を志向する割合が高く、実際の予定のコースでも4割半の者が両立できそうだと判断している。一方、大企業的女子では、理想として24.2%が両立を考えているが、現実的であると判断したのは、わずか1割程度と公務員女子の1/4にも満たない。企業においては、就業継続の志向自体が少ないが、現実として結婚や子育てと両立できると考えることは難しいのかもしれない。また、公務員女子は、予定において「非婚就業」コースが理想よりも10ポイントほど増加するのに対して、企業勤務の女子は「再就職」コースで大きな伸びが見られることも特徴的である。

³⁾ 鎌田とし子1998、『ダブルインカム家族のジェンダー関係』東京都女性財

3-4.結婚の条件

男女の希望するライフコースによると、公務員の場合は男女ともに就業と結婚や育児の両立を志向する割合が高い傾向明らかとなった。それでは、彼らは実際の結婚相手の条件をどのように考えているのだろうか。そこには企業勤務者との間に差異があるのだろうか。

図5は、企業規模別に男子が結婚の条件として各項目をどの程度重視しているのかを示したものである。ここでは、各項目を点数化し重視傾向が強いほど点が大きくなるように設定した⁴⁾。結果、公務員男子に特徴的にみられた条件は、「職業」であり、相手の職業をより重視していることがわかる。しかし、全体としては公務員と企業勤務者の間でおおきな違いはなく、男性が結婚相手としての女性に求める条件として、「人柄」や「仕事への理解」、「家事育児への相手の役割」などが重視されているようである。

一方、女子に関しては、公務員か企業勤務者かによって結婚時に重視する条件に違いがみられる項目があった。公務員女子では、「家事・育児に対する相手の役割」、「仕事に対する理解」などがより重視されており、仕事と家庭の両立を視野に入れた結果と見ることができる。また、「経済力」、「自分の親との同居」などの項目で企業女子よりも重視しない傾向が見られる(図6)。

3-5.仕事に関する意識

仕事に関する意識は、公務員か企業かによって違いがみられるのだろうか。公務員女子に多い両立志向は、現在の仕事への関わり方や意識と関連していると考えられ⁵⁾る。

表14、15は、企業規模別にみた仕事意識の分布であるが、「仕事にやりがいがある」とする者の割合は、公務員女子は72.7%と企業女子が5割前後であるのと比較して高くなっている。この割合は、男子の中では最も高い公務員男子の69.1%を上回っている。また、仕事で昇進できる可能性に関しても、公務員女子は4割弱とあてはまる者が企業女子の倍以上である。「仕事で私生活を犠牲」の項目に関しては、公務員女子の53.6%は、大企業勤務の男子と同じ比率であり、公務員男性よりも私生活を犠牲にしていると考えられる割合が高い。公務員女性は、仕事のやりがいや昇進する見込みも高いと同時に、私生活を犠牲にすることも男性と同様によくあるといえる。また、公務員男性に注目するならば、仕事へのやりがいや昇進の見込みが最も高いわりには、私生活を犠牲にする者の割合がさほど高くないことも特徴であり、企業勤務者と比較して労働条件のよさがうかがえる。

3-6.伝統的意識

公務員の両立志向の強さや仕事意識の高さが明らかとなってきたが、結婚や家族における従来の規範意識に対してはどのような傾向が見出せるのだろうか。表16、図7は、結婚や家庭に関する規範意識に対して、反対とする者⁶⁾(*は賛成とする者)の割合を公務員、

4) 結婚の条件としての各項目に対する重視の段階を以下のように点数化し計算した。

「重視する」-3点、「考慮する」-2点、「あまり関係ない」-1点

5) 仕事意識と理想のライフコースの関係を見た結果によると、「両立」、「DINKS」コースが、最も仕事意識が高く、「専業主婦」志向は最も低いことがわかっている。第11回出用動向基本調査 平成9年『独身青年層の結婚観と子ども観』75ページ

6) 表中の「反対」とは「反対」「どちらかといえば反対」を合計した割合。「賛成」についても同様。

企業規模別に示したものである。公務員男子に関しては、「子どもは持つべき」、「夫は仕事・妻は家庭」といった規範に対して反対するものがより多く、特に性別分業規範を否定する傾向が強いことがわかる。また、公務員女子に関しては（表17、図8）、企業勤務者と格差のみられる項目がさらに多くなり、「子どもは持つべき」、「夫は仕事・妻は家庭」、の他、「離婚避けるべき」、「家庭では個性を半分犠牲」といった規範にも反対する者が多い。全体としては、男子よりも女子のほうが否定傾向が強いわけだが、その中でも公務員女子のグループは、最も否定傾向が強いことがわかる。

4. まとめ

今回の分析結果から、女性の仕事意識や希望するライフコースにおいて、公務員特有の傾向が明らかとなった。公務員女性は、仕事ではキャリア意識が強く、また結婚・子育てとの関係においても、両立および仕事専門傾向など就業継続志向が強い。一方で、平均子ども数が多いなど子育てへの志向も強く、子どもは少なくとも1人以上欲しいといった2面性を持っている。従来、就業と結婚・子育ての関係は、強いトレード・オフの関係を持つものとして把握され、その両立の困難さが強調されてきた。しかし未婚の公務員女子における今回の分析結果は、就業と子育ての両立を可能な選択肢として現実的にとらえている集団であることを示している。

また、公務員男子の意識傾向も企業勤務者と比較して、仕事、結婚、子ども、女性の生き方、さまざまな側面において非伝統的な意識が強い傾向が見出せた。特に女性の生き方や従来の性別役割分業規範に関しては、女性の全体の意識とかなり近いところにあることがわかる。

以上のような未婚男女の分析結果は、結婚後の公務員女性の高出生力とどのように関連づけられ解釈できるであろうか。まず第1には、公務員の女性自身が結婚以前から、仕事への意欲および出生意欲ともに高く、またその両立が可能であると判断できる状況にあること。そして第2に、従来の伝統的な結婚・家族規範から比較的自由であり、就業と子育ての両立を肯定するような価値（脱規範）体系をもっていること。第3は、既婚の公務員女子の半数以上が配偶者としている公務員男性のもつ意識、規範が、より女性の意識に近い、つまり男女の性別分業規範により否定的であることである。

本報告においては、公務員男女の特性を探るため未婚者を対象とし分析を試みたが、公務員という集団が、民間の企業と比較して異なった特性をもっており、そのことが妻の出生力の高さに関連しているということが推測された。しかし、公務員のどの特性がどの程度出生力と関連を持つのか、その詳細は今回の分析において直接的に明らかにはなっていない。今後、出生力研究において、妻の意識や状況だけでなく、夫の意識や状況も同程度の重要性をもって研究していく必要があると同時に、職場における就業環境や雇用慣行が結婚や出産・育児に与える影響や関係性をさらに解明していく必要があるだろう。

図1 既婚女性の結婚持続期間別、平均出生児数

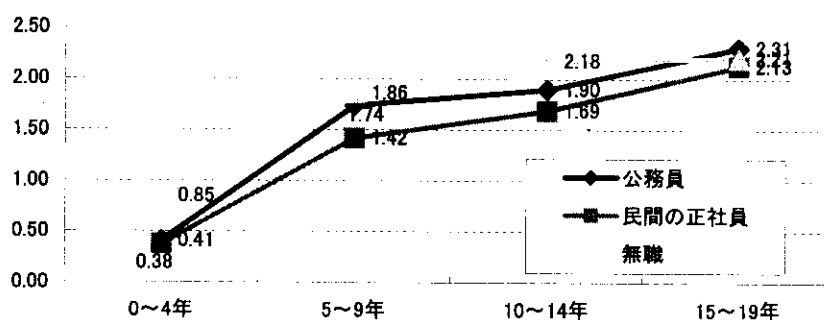


表1 就業継続する妻の子どもに関する属性:ロジスティック分析結果 (結婚持続期間5～19年)

独立変数	モデルA	モデルB	モデルC	モデルD	モデルE
結婚年					
昭和45～49年	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
昭和50～54年	.844	.895	.889	.979	.981
昭和55～59年	.414	.503	.493	.522	.543
昭和60～平成2年	.131 **	.172 **	.180 **	.176 **	.179 **
妻の結婚年齢					
20～24歳	1.074	1.114	1.202	1.125	1.095
25～29歳	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
30～34歳	1.475	1.565	1.604	1.724	1.622
35～39歳	.836	.902	.902	1.107	1.114
DID区分					
NON-DID	2.700 **	2.800 **	2.759 **	2.781 **	2.799 **
(200万未満)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
200万以上	.701	.818	.784	.817	.831
妻の学歴					
中学校 (高校)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
専修・短大	1.372	1.233	1.217	1.148	1.115
女子大	1.395	.764	1.278	1.276	1.245
共学大	2.475	1.372	1.424	1.359	1.385
結婚形態					
見合い (恋愛)	1.856	1.961	2.002	2.051	1.992
夫の収入					
500万未満	.712	.831	.844	1.041	1.018
(500-800万未満)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
800万以上	1.081	1.199	1.080	1.483	1.402
理想子ども数	4.215 ***	4.075 ***	4.007 ***	4.007 ***	3.944 ***
妻の就業継続					
公務員		4.559 **	4.237 **	2.281	
(民間の正社員)		1.000	1.000	1.000	
育休取得率			1.0021	.999	.998
夫の職業(現在)					
公務員				4.052	
民間の正社員				1.000	
自営・パート等				.940	
夫婦の職業組み合わせ					
妻公夫公					7.026 **
妻公夫民					2.740
妻公夫自					171.435
妻民夫公					685.987
妻民夫民					1.000
妻民夫自					.919
カイ自乗 自由度	90.817***	97.575***	95.290***	97.712***	99.027***
N	15	16	17	19	21
	346	346	346	346	346

注: # p<.10, * p<.05, ** p<.01, *** p<.001 ()内は、レファレンス・カテゴリー
オッズ比が、1より大きい場合は、子どもがいる可能性を高め、1より小さい場合は、子どもがいない
可能性を高める。

表2 企業規模別割合

	総数	企業規模別		
		公務員	大企業	中小企業
男子	100 % (2,243)	4.9 %	25.8	69.3
女子	100 (1,895)	5.2	23.4	71.4

表3 企業規模別、年齢割合(男子)

企業規模別	総数	年齢区分			
		18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳
公務員	100 % (110)	0.9 %	25.5	44.5	29.1
大企業	100 (578)	6.2	31.3	46.0	16.4
中小企業	100 (1,555)	6.6	41.5	35.4	16.6
総数	100 % (2,243)	6.2 %	38.1	38.6	17.2

表4 企業規模別、年齢割合(女子)

企業規模別	総数	年齢区分			
		18～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳
公務員	100 % (99)	-	32.3	46.5	21.2
大企業	100 (443)	4.3	51.5	35.0	9.3
中小企業	100 (1,353)	5.6	53.2	30.6	10.6
総数	100 % (1,895)	5.0 %	51.7	32.5	10.8

表5 企業規模別、学歴割合(男子)

企業規模別	総数	学歴					
		中学	高校	専修 短大	大学	その他	不詳
公務員	100 % (110)	1.8 %	26.4	13.6	58.2	-	-
大企業	100 (578)	0.9	41.9	11.1	45.2	0.7	0.3
中小企業	100 (1,555)	7.3	45.2	21.6	25.4	0.3	0.3
総数	100 % (2,243)	5.3 %	43.4	18.5	32.1	0.4	0.3

表6 企業規模別、学歴割合(女子)

企業規模別	総数	学歴					
		中学	高校	専修 短大	大学	その他	不詳
公務員	100 % (99)	-	20.2	36.4	40.4	2.0	1.0
大企業	100 (443)	0.5	37.0	43.1	19.2	0.2	-
中小企業	100 (1,353)	1.7	36.3	48.9	12.6	0.2	0.4
総数	100 % (1,895)	1.3 %	35.6	46.9	15.6	0.3	0.3

表7 企業規模別、年収段階(男子)

企業規模別	総数		収入段階				
			300万未満	300-499万	500-799万	800万以上	不詳
公務員	100%	(110)	26.4%	58.2	10.0	0.9	4.5
大企業	100	(578)	24.7	59.2	11.6	1.0	3.5
中小企業	100	(1,555)	51.9	39.5	3.3	0.1	5.1
総数	100%	(2,243)	43.6%	45.5	5.8	0.4	4.7

表8 企業規模別、年収段階(女子)

企業規模別	総数		収入段階				
			300万未満	300-499万	500-799万	800万以上	不詳
公務員	100%	(99)	38.4%	46.5	11.1	-	4.0
大企業	100	(443)	54.4	36.3	3.8	-	5.4
中小企業	100	(1,353)	73.8	18.6	1	0.2	6.4
総数	100%	(1,895)	67.4%	24.2	2.2	0.2	6.1

表9 企業規模別、希望子ども数、平均希望子ども数(男子)

企業規模別	総数		希望子ども数							平均希望子ども数 第11回 (1997年)
			子どもは いない	1人	2人	3人	4人	5人 以上	不詳	
公務員	100%	(93)	1.1%	6.5	61.3	23.7	2.2	-	5.4	2.20人
大企業	100	(517)	1.9	7.0	64.2	19.7	1.4	1.0	4.8	2.15
中小企業	100	(1,366)	3.2	5.2	64.1	20.2	0.9	0.9	5.5	2.14
総数	100%	(1,976)	2.8%	5.7	64.0	20.2	1.1	0.9	5.3	2.14人

表10 企業規模別、希望子ども数、平均希望子ども数(女子)

企業規模別	総数		希望子ども数							平均希望子ども数 第11回 (1997年)
			子どもは いない	1人	2人	3人	4人	5人 以上	不詳	
公務員	100%	(83)	-	12.0	59.0	24.1	2.4	-	2.4	2.17人
大企業	100	(413)	5.3	4.4	63.7	22.5	1.5	-	2.7	2.11
中小企業	100	(1,231)	5.0	7.0	59.0	22.7	1.4	1.0	4.0	2.12
総数	100%	(1,727)	4.8%	6.6	60.1	22.8	1.4	0.7	3.6	2.12人

表11 企業規模別、期待する女子のライフコース(男子)

企業規模別	総数		期待するライフコース					
			非婚就業 コース	DNKS コース	両立 コース	再就職 コース	専業主婦 コース	その他・ 不詳
公務員	100%	(110)	-	0.9	33.6	37.3	7.3	20.9
大企業	100	(578)	0.5%	1.7	14.5	49.0	23.5	10.7
中小企業	100	(1,555)	0.8	1.4	15.6	46.0	21.1	15.1
総数	100%	(2,243)	0.7	1.4	16.2	46.3	21.0	14.3

表12 企業規模別、理想とするライフコース(女子あ9)

企業規模別	総数		理想するライフコース					その他・不詳
			非婚就業コース	DNKSコース	両立コース	再就職コース	専業主婦コース	
公務員	100 %	(99)	7.1 %	1.0	53.5	19.2	11.1	8.1
大企業	100	(443)	1.1	3.6	24.2	41.1	24.2	5.9
中小企業	100	(1,353)	2.7	4.4	23.7	38.3	22.6	8.3
総数	100 %	(1,895)	2.6	4.0	25.4	37.9	22.4	7.7

表13 企業規模別、予定とするライフコース(女子)

企業規模別	総数		予定するライフコース					その他・不詳
			非婚就業コース	DNKSコース	両立コース	再就職コース	専業主婦コース	
公務員	100 %	(99)	17.2 %	4.0	44.4	18.2	7.1	9.1
大企業	100	(443)	10.2	1.4	9.5	49.2	21.2	8.6
中小企業	100	(1,353)	8.9	2.2	14.6	48.6	15.9	9.9
総数	100 %	(1,895)	9.6	2.1	14.9	47.1	16.7	9.6

図2 公務員女子のライフコースギャップ

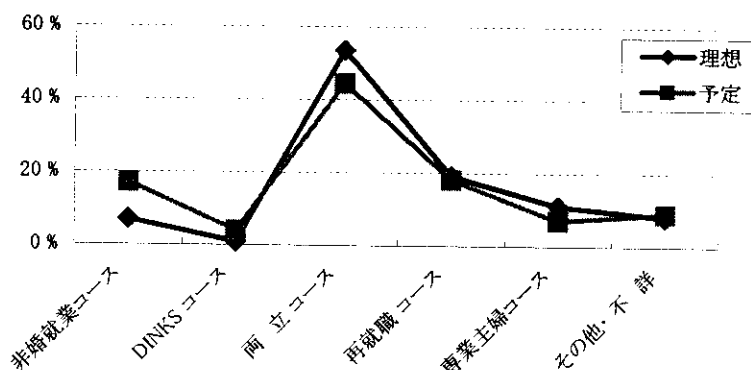


図3 大企業女子のライフコースギャップ

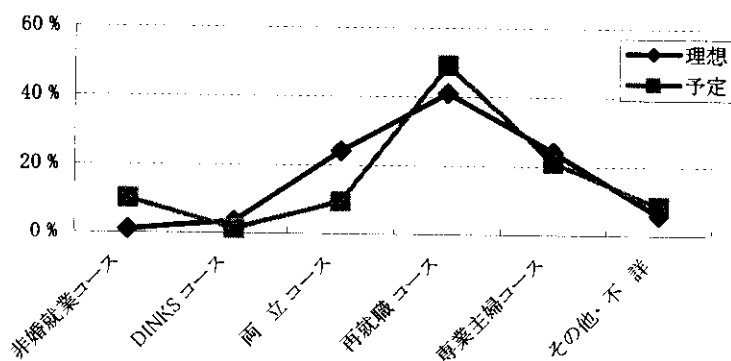


図4 中小企業女子のライフコースギャップ

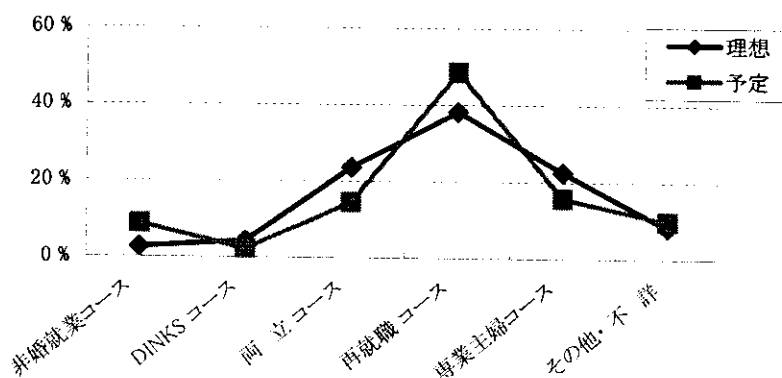


図5 企業規模別、結構条件の重視傾向(男子)

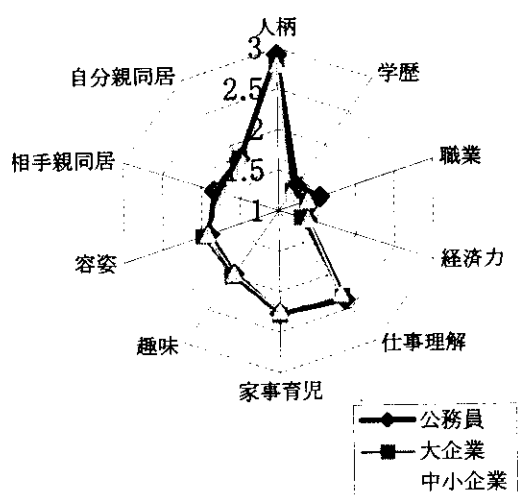


図6 企業規模別、結構条件の重視傾向(女子)

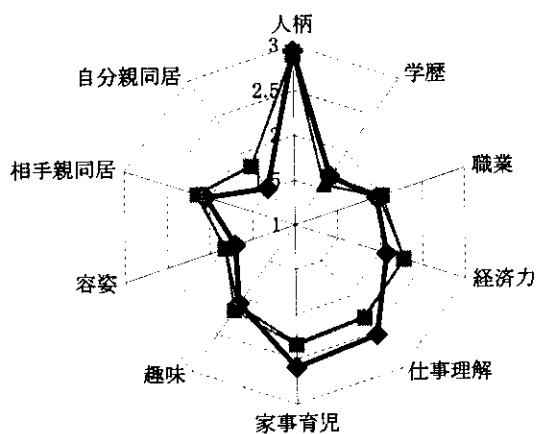


表14 企業規模別、仕事に関する意識(男子)

企業規模別	総数		仕事に関する意識		
			仕事にやりがいあり	仕事で昇進する見込みあり	仕事で私生活を犠牲
公務員	100 %	(1,461)	69.1 %	45.5	50.9
大企業	100	(719)	60.7	44.2	53.6
中小企業	100	(259)	60.3	40.6	50.4
総数	100 %	(2,929)	60.9 %	41.0	50.5

表15 企業規模別、仕事に関する意識(女子)

企業規模別	総数		仕事に関する意識		
			仕事にやりがいあり	仕事で昇進する見込みあり	仕事で私生活を犠牲
公務員	100 %	(99)	72.7 %	38.4	53.6
大企業	100	(443)	52.1	18.8	44.2
中小企業	100	(1,353)	50.5	19.3	41.6
総数	100 %	(1,895)	60.9 %	20.2	42.9

表16 企業規模別、結婚・家庭観(男子)

企業規模別	総 数		結婚・家庭観					結婚後自己 目標持つべき
			子どもは持つべき	夫は仕事、 妻は家庭	生涯独身よ くない	離婚避ける べき	家庭では個 性犠牲	
公務員	100 %	(110)	20.0 %	59.1	32.8	30.9	47.2	80.0
大企業	100	(578)	12.8	47.4	33.6	31.5	47.4	78.7
中小企業	100	(1,555)	14.8	47.9	34.0	29.4	45.9	75.9
総 数	100 %	(2,243)	79.9	46.9	60.9	64.1	48.3	17.9

図7 企業規模別、結婚・家庭観(男子)

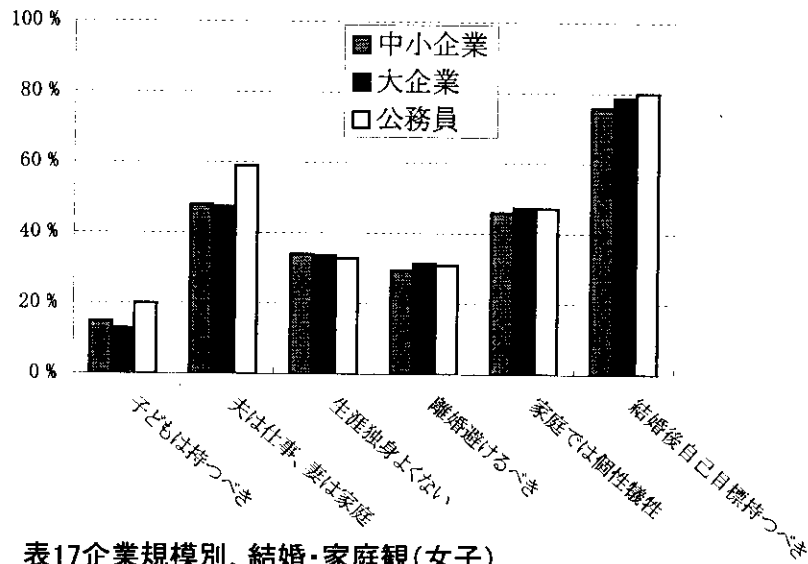
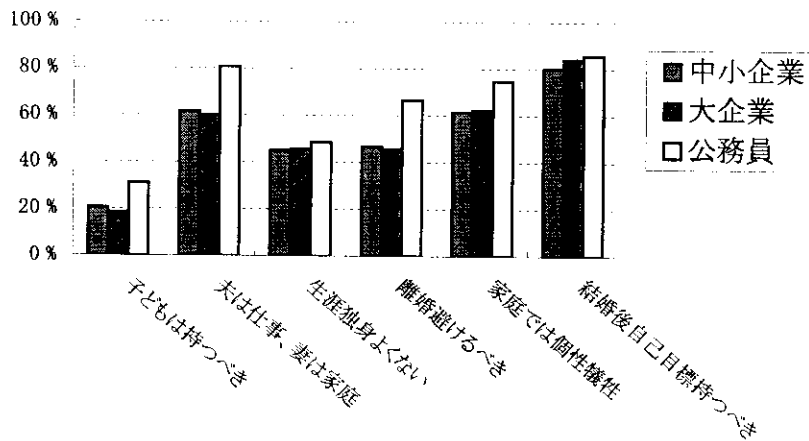


表17 企業規模別、結婚・家庭観(女子)

年 齢	総 数		結婚・家庭観					結婚後自己 目標持つべき
			子どもは持つべき	夫は仕事、 妻は家庭	生涯独身よ くない	離婚避ける べき	家庭では個 性犠牲	
公務員	100 %	(99)	31.3 %	80.8	48.5	66.7	74.8	85.9
大企業	100	(443)	18.5	60.1	45.8	45.6	62.3	84.3
中小企業	100	(1,353)	20.5	61.7	45.1	46.7	61.6	80.1
総 数	100 %	(1,895)	79.9	46.9	60.9	64.1	48.3	17.9

図8 企業規模別、結婚・家庭観(女子)



日本における子ども需要とそのゆくえ
—子ども観と子ども数制限の歴史を通して—

守泉 理恵

はじめに

「少子化」は21世紀の日本を占うキーワードのひとつとして挙げられるほど注目を浴びる現象となっている。少子化を引き起こした要因を追究する研究は粗出生率の継続的低下が認められた1920～30年代のころから行われ、現在まで多くの成果が蓄積されてきた。その中で本論文は、「子どもを何人欲するか」という子ども需要に焦点を当てる。まず、そもそも日本では「子ども」というものをどう考え、見て、扱ってきたのかという「子ども観」を出生力の背景として概観する。そして、子ども需要がどのくらいであったのかを探るにあたって、適切なデータのない大正期頃までは「子ども数制限」という視点から子どもを何人持とうとしていたのかをみる。それ以降は、各種調査により子ども需要のデータが得られるのでそれらを使って観察する。最後に、第11回出生動向基本調査のデータを使って夫婦の理想・予定子ども数の分析を行い、将来の子ども需要の見通しに対する参考とした。

1. 子ども観の歴史

ここでは、古代から現在までの「子ども観」を手短かに概観する。このテーマを扱った研究は主に教育学の分野で行われてきた。教育の歴史を研究するとき、時代ごとの教育方法は「子どもをどう見ているか」の反映であるから、必然的にこのテーマが取り上げられたのである。しかし、ここでは出生力の背景としての「子ども観」を見たいので、これらの研究を援用しつつ、教育対象としての子どもではなく、親にとって産み育てる家族としての子どもがどう見られてきたかを概観する。

1.1 前近代社会における子ども観

子ども観の研究の際、必ず紹介されるのがフィリップ・アリエスの『<子ども>の誕生』である。これは絵画や文学などの詳細な分析から「子ども」という存在がヨーロッパ社会においていつごろから認識されるようになったのかを探った研究である。アリエスによると、ヨーロッパでは18世紀ごろまで子ども固有の時期が社会の中で認識されておらず、いわば「小さな大人」と見られてきた。その後、社会の近代化に伴って起こった医学の発達

による乳幼児死亡率低下、夫婦単位の近代家族の誕生、避妊技術の発達などを背景として子どもを大切に育てるといった社会的風潮が生まれ、「子ども」の発見がなされたという¹。

翻ってこの「子どもの発見」という視点で日本を考えた場合、日本ではすでに古代から「子ども」という存在を大人と区別して考え、まなざしを向けていたとみられる。日本人古来の子ども観で特徴的なのは、子どもは何にも換えがたいものだとする「子宝」思想である。また、墮胎・間引²が容認されていて子ども数のコントロールが容易であったので、残すと決めた子どもを大切に育てるといった態度が発生し、「子ども」という存在が認識された。しかし、古代日本では子どもという存在は認識されていたものの、それは「総領かそうでないか」「男か女か」といったレベルの非個人的認識だったという³。

また、子どもの死亡率が高かったことを背景として、子どもの靈魂は不安定で「あの世」に戻りやすいと考えられ、数えて7歳（満5歳）までは「カミのうち」としてヒトではないと区別されていた⁴。子どもは生まれたときから年齢を迫うごとに様々な産育儀礼を受け、徐々に社会的関係を広げて「ヒト」の仲間入りをしたのである。簡単に述べると、7歳までが「カミのうち」で子ども期、その後14歳くらいまでが少年期（子ども組などの組織に入る）、そして男で15歳ごろ、女で12～14歳ごろ（初潮をめやすとする）に成人期に入り、祭られる側から祭る側へと移っていくのである。

こうした認識の中で、子どもには「男らしさ」「女らしさ」といった男女異なるパーソナリティの形成、儒教思想と結びついた親への「孝行」（日常生活の面倒を見る「現世孝養」と逝去後の供養を中心とする「供養孝養」）、家の継承が期待された⁵。特に孝行と家の継承は重視されたが、これは親にとって直接子どもを持つ動機となり、さらに男女の性別選好のもととなる要因である。

1.2 19世紀後半以降の子⁶ども観

18世紀末～20世紀初頭にかけて、現在「先進国」と呼ばれる諸国で近代経済成長が開始された。一人当たり所得の継続的上昇が起こり、工業（第二次産業）の発展に伴って産業別労働力構成も変化した。政治・経済・社会の大きな変革の中で子ども観も影響を受け、子どもは未来の労働力、社会の後継者であるので、国の存立発展のために次代の国民として

¹ Aries, Philippe, *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien regime*. (杉山光信・杉山恵美子訳、1980『<子ども>の誕生』みすず書房。)

² 間引は墮胎も含めて語られることもあるが、墮胎は子どもの性別や身体状態がわからないうちから殺してしまう行為である点が間引と異なる。墮胎は不倫や婚前交渉といった子どもをもつことが不適切な関係での妊娠や、子ども自体がもういない状況で用いられ、間引を行う動機とは異なるとする見方もある。本論文では、夫婦間の出生コントロールの手段として半ば公然と用いられていたと考えられる間引をおもに念頭においている。

³ 田嶋 一、1979「民衆の子育ての習俗とその思想」（岩波講座『子ども観と発達思想の展開』子どもの発達と教育2、岩波書店。）

⁴ 田嶋、前掲論文。；市毛愛子、1995「昔話の構造と日本の伝統的子ども観」『聖和大学論集—教育学系』第23号A、265頁。

⁵ 河村太市、1992「古代日本人の子ども観について」『山口女子大学文学部紀要』第2巻、9～11頁。

⁶

の子どもの育成が重要であるというマクロな視点での子どもの積極的評価が広まった⁷。

19世紀末に近代経済成長を開始した日本でも同様であった。経済発展による交通・交易の活発化、生活水準の上昇などによる人口増加の臨界点の緩和、社会階層移動の流動化、医学の発達、避妊技術の未熟、墮胎・間引の罪悪視化といった要因も背景となり、明治期には急速な人口増加をみた。

また、殖産興業の一環としての子どもの育成という課題に応じて近代学校制度を敷き、学校に通っている時期が明確に「子ども期」と認識され、子ども期の特徴となった。この学校制度の整備は、それまで低い社会階層に代々とどまっていた人々にも、中等以上の教育を受ければ比較的有利な生存条件を手に入れられるという希望をもたせ、子どもの立身出世のために教育を重視する態度を強めた。

家庭における変化としては、近代経済成長による産業構造変化の中で、農林漁業社会のような生産・消費の場の一致性が失われ、生産の場は工場や会社などへ移動し、家庭には消費と再生産の機能だけが残った。出産が女性固有の役割であることから子どもの養育は女性に課され、男子賃金の上昇によって家事・育児のみを分担する専業主婦も誕生した。今日問題になっているような近代的な性別役割分業の発生である。一方、これまでは産育儀礼が子どもから大人への移行を象徴していたが、近代的な学校制度の整備によって、就学期の終了、経済的自立、結婚といったライフイベントが子どもと大人を区別する指標となっていく⁸。産育儀礼の意味が薄れてくると、これによって濃密にしてきた共同体社会のつながりも薄れるようになった。こうした変化によって家庭は外部に閉じた形となり、子育ては家族が独占して行うようになったため、子どもを親の従属物とする私物観が強まった。

1.3 現代の子ども観

経済学者ライベンスタインは、子どもの効用を「消費効用」「所得効用」「年金効用」の三つに整理したが⁹、これを日本における子ども観から見ると、子宝思想からくる子どもを大切に思い育てる態度、「孝行」として大切にされた農業社会の中での子どもの労働と老後の保障といったように、古代から戦前までの子ども観にはこの三つが常に織り込まれていた。しかし、経済発展による社会状況の変化とともに少しずつ子どもの価値が変わってきた。戦後には、子どもの労働者、稼ぎ手としての価値が下がり、国家の社会保障制度の充実から子どもに頼る老後保障の必要性も薄れ、家の継承者としての役割も徐々に重視されなくなってきた。残ったのは、子どもはかわいいという昔から変わらない消費効用である。子どもに対する投資財的子ども観が、純粋な消費財的子ども観に変化しつつあるといえよう。かわいがって大切に育てるものという子ども観や、それが嵩じて子どものためなら何

⁷ 林 浩康、1997「子ども観の歴史的変遷」『北星論集』北星学園大学社会福祉学部、第34巻、55頁。

⁸ 林、前掲論文、57頁。

⁹ Leibenstein, Harvey, 1958, Economic Backwardness and Economic Growth, John Wiley & Sons. (三沢嶽郎・矢野勇訳『経済的後進性と経済成長—経済発展理論の研究—』農林水産業生産性向上会議、1960。)

でもするのが親の勤めという価値観だけが支配的になった現在では、注目、干渉、教育などへの投資が大きくなり、育児の金銭的・精神的負担感が増加している。

子ども観の歴史的変遷を見てきたが、子ども観は時代ごとの社会経済的環境によって変化してきた。この変化は、社会経済の近代化によって子どもの経済的価値が薄れていき、子ども自体の本質的価値（消費効用）が残っていくという過程と呼応したものであった。

子ども観は、親にとっての子どもの持ち方、つまり出生行動の決定の背景となるものである。次に、子どもは何人くらい需要されていたのかという問題を、欲しいだけの子どもをいかに持つか、つまり裏返すと出生抑制行動（子ども数制限）がどのように行われていたかという視点で検討する。

2. 子ども数制限の歴史

2.1 18世紀前半までの子ども数制限

日本では、人間の魂はあの世とこの世を行き来しており、あの世に行った魂はすぐこの世に生まれ変わって戻ってくるといった循環的な死生観が成立していた。こうした祖霊信仰を背景に、古くから間引が容認されて行われ、江戸時代（地域によっては明治時代）くらいまで続いていた¹⁰。特に、皆婚社会に転じた江戸時代は間引が多かったといわれる¹¹。間引は地方ごとに呼称が異なるが、「コガエシ」「モドス」「オシカエス」などと称されていたことからわかるように、不安定でこの世に定着していない子どもの魂を祖霊界に返すだけという考え方によって間引が容認されていた¹²。「生存の可能性が不確かであるうちは人間として承認しないことは、夭折を嘆き悲しむ感情を緩和するうえでも、間引を行ううえでもある種の合理性をもっていた」¹³のである。この墮胎・間引容認の価値観は子ども

¹⁰子殺し自体は、古代においては世界の各地域で行っていた形跡が認められている。西欧ではギリシャおよびローマ前期帝政まで幼児殺しは合法（家長の特権）で、コンスタンティヌス帝（307～337）の時代に幼児殺しを罰する詔勅が發布された。これは背景にキリスト教思想があった。また、アラビアではマホメットが幼児殺し（特に女兒が多かった）を禁止した記録があるという*。日本が多面にわたって影響を受けた中国でも古代より幼児殺し（南部では女兒を殺したので溺女ともいわれた）の習慣があり、特に女兒が多く殺された**。そして、これは日本のようにかなり近い時代まで行われていた。（*ブートゥール、ガストン（宇佐見英治訳）、1973『幼児殺しの世界』みすず書房。；**星 斌夫、1988『中国の社会福祉の歴史』山川出版社。）

¹¹間引の習慣については、事の性質上、伝承、聞書、禁令といった資料をあたって類推するしかなく、実証は不可能に近い。よって、間引慣習の有無については議論があり、例えば友部（1996）*は徳川期農村では間引きよりも慢性的な貧困や飢饉によって農民の生物学的妊孕力が低く、よって低出生率であったと述べているし、また、千葉他（1983）は間引を常習のものではなく、飢饉などの非常時に行われたので印象的に語り継がれたと通説を批判した**。（*友部謙一、1996「徳川農村における『出生力』とその近接要因について—『間引』説の批判と近世から近代の農村母性をめぐる考察」（Conference Paper Series No.1）；千葉徳爾他、1983『間引と水子—子育てのフォークロア』農文協。）

¹² 田嶋、前掲論文。

¹³ 鬼頭 宏、2000『人口から読む日本の歴史』講談社学術文庫、184～185頁。

数のコントロールを容易にし、そのために育てると決めた子どもを大切に育てる態度が生まれ、「子ども」の発見が早くからなされた¹⁴。

効果の高い近代的な避妊手段が開発される以前の前近代社会では、避妊方法は授乳期間の延長や性交中絶法、禁欲といった手段のほかに、迷信によるものも多かった。そのため、望まない妊娠も多く発生し、その際の処置としては墮胎、間引、捨て子が用いられた。墮胎の方法にも迷信や危険なものも多く、妊婦自らが行うのが普通であった。間引は親自らが行う場合もあったが、産婆が行うことも多かった。産婆は子どもを取り上げると「返しますか？置きますか？」と尋ね、返すとされた子どもは殺された。

墮胎・間引の動機としては、農民や下級武士が生存水準ぎりぎりの貧困生活のゆえに行っていたといわれてきた。これは、直接に意識されて行われるほかに、すでに共同体の中で生活水準の悪化を防ぐべく規範化した地域もあった。交通の不便な地域や資源の乏しい地域では村落の食糧不足を防ぐために「人口が〇人を超えると凶事が起こる」という迷信が流布していたり、妊娠したときの父母の年齢や占いと違う性別（たがい子）を理由として間引が行われたり、3人の子どもを適当とする規範があったり¹⁵と、郷土風習にはその成立の背後に経済的理由が隠れている可能性が高い。

経済状態の悪化はもっとも大きな動機であると考えられるが、近年、さらに発展した研究も続々と出されている。そのひとつに、間引は高順位の子どもに対して無差別に行ったのではなく、性別選択と家継承の高度に洗練された戦略に基づいて行われたとする研究がある。津谷(2000)は、東北日本の下守屋・仁井田の2農村を取り上げてその出生パターンを分析した。その結果は次のようなものであった。まず、18～19世紀のこの2村では合計出生率(TFR)が3.0とかなり低く、年齢別出生率が30代後半から突然低下することから、これは間引によって成し遂げられたとみられる。そして、第一子出生時の男児間引確率の高さから女兒を一人は持とうとしていた可能性が高く、その後は男児選好が強まっており、子ども数と子どもの性別構成を考慮した高度なコントロールがなされていた¹⁶。

ここで注目されるのが TFR3.0 という数字である。先述した地域規範の数々にもやはり「3人」が頻出しており、適切な子ども数の一つの目安であったとみられる。農村社会には「足らず余らず子三人」ということわざがあり、これに象徴されるように育ちあがったときの「希望生存児数」は3人程度だった。あくまで育ちあがったときの子ども数であるので、乳幼児死亡率の高かった当時では出産数はこれより多かったはずであるが、この目安が子ども数制限の動機となった。実際、歴史人口学の研究によって、17～18世紀半ば頃には平均世帯規模が4～5人の「小家族」であったことが明らかになっている¹⁷。

また、黒須(2000)は津谷と同じ資料によって世帯の離家パターンを分析した。それによると、例えば3人の子どもが生存していたら、長男は家の後を継ぎ、長女は嫁に行き、次男は養子へというおおまかなパターンがみられるという。徳川期は養子縁組が盛んで、

¹⁴ 田嶋、前掲論文。

¹⁵ 増田重喜、1935「本邦人口制限に関する史的地方的観察」『人口問題』第1巻第1号、(財)人口問題研究会、78～114頁。

¹⁶ 津谷典子、2000「歴史人口学：1.4 出生」(文部省科学研究費創成的基礎研究「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」最終実績報告書(代表 速水 融))

¹⁷ 速水 融、1971『近世農村の歴史人口学的研究』東洋経済新報社。

これは後継ぎ確保と男児余り世帯の人員調整という需要側・供給側の希望がマッチした制度として活用されていた。こうした計画的な行動は、後継ぎ確保は重要だが、子どもが余るほどはならないという家族計画的行動につながる考え方を生み出すもとになった可能性がある¹⁸。

2.2 18世紀～戦前の子ども数制限

「間引」という形での子ども数制限が盛んに行われたとされる江戸時代であるが、江戸後期の18世紀後半あたりから間引に対する倫理的・政治的な規制が強まった。太田(1997)によると、間引禁令は17世紀初頭の薩摩を最初の例として出されているが、18世紀後半には商品経済の浸透、農民の階層分化によって農村が荒廃し始め、間引が本格的に問題になった。このころには、資料から家の継承や子育ての身体的、金銭的負担を動機とする間引が行われていたことが類推され、萌芽的な家族計画としての間引が示唆されるという。19世紀の幕末までに領主、代官、豪農、村方役人、宗教者によって本格的に間引撲滅が目指され、明治政府がそれを全国に徹底した。こうして国民全体へ倫理的罪悪感が広がり、同時に近代経済成長による経済状態の改善が起こって間引は終息した¹⁹。

このように、18世紀後半から間引という手段が罪悪視されるようになり、避妊技術も未発達であったことから、効果的な子ども数のコントロールができなくなっていった。間引の減少に伴って幕末、19世紀初頭ころから子ども数の多い直系家族が増えていったのである。

間引禁止が18世紀後半になって一般にも受け入れられて広まった背景には、政策による強制（墮胎・間引を罰則対象にするなど）だけではなく、「生命」への関心が高まったことも原因の一つとして挙げられている。この時期は、古くからある宗教においても新興宗教においても生命や出産に関心が高まり、間引は罪だとする感性が普及して、民衆の内側からも墮胎・間引の罪が意識されるようになったというのである²⁰。日本では、生まれたばかりの子どもは魂が安定せず、ヒトではないと見る考え方があったことはすでに述べたが、「ヒトになる」時期が江戸後期に徐々に前倒しされているという。どこからが「ヒト」なのかという倫理的判断の問題は医学の進歩とも密に関わりあって変わってくるものであるが、この胎児観の変化は子ども数制限の変化した18世紀後半～明治期を読み解くのに重要であろう。

明治期に入ると近代学校制度の整備、第二次産業発達に伴う都市化、資本主義経済の発展による新しい財の登場が起こり、人々は生活水準を向上させるべく子ども数も生活設計のひとつに入れて考慮するようになった。自らの努力と節約で中流階級を形成した人々においては、子どもの生残率上昇、高い教育への欲求、生活水準向上への欲求があいまって

¹⁸ 黒須里美、2000「歴史人口学：2.4 ライフコース」（文部省科学研究費創成的基礎研究「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」最終実績報告書（代表 速水 融）

¹⁹ 太田素子、1997「共同研究の課題と方法および到達点について」（太田素子編『近世日本マビキ慣行史集成』刀水書房、16～18頁。

²⁰ 落合恵美子、1990「胎児は誰のものなのか—避妊と墮胎の歴史から」『現代思想』第18巻第16号、青土社、84ページ。

多産を回避する考え方が広まり、子ども数調節への関心が高まった²¹。

大正期に入ると、雑誌や書籍といったメディアに産児調節情報が載り始めた。『主婦之友』などの婦人雑誌に避妊具（避妊ピンなど）の広告や体験談が掲載された。また、石本静枝（のちの加藤シヅエ）、山本宣治ら産児調節運動家たちが活発に活動し、サンガー夫人の来日も実現した。ここでは、母体の保護、女性の多産からの解放といった視点から運動が展開された。

しかし、産児調節方法の宣伝の増加や、国民の側のそれを受け入れる意識の醸成があったにもかかわらず、避妊実行率は低かった。不確実で面倒だったからである。日本では墮胎・間引を行ってきた歴史が長かったこともあり、避妊に失敗すると墮胎に走るものが多かった。明治政府は富国強兵のために人口増加を狙って1882年に墮胎罪を制定したので、当時、墮胎は非合法であったが、本人や素人によるヤミ墮胎もさることながら、医者による母体保護名目の合法的墮胎もかなりの数行われたという。

こうした状況の中で、1920年（第1回国勢調査の年）から出生率の継続的な低下が起こった。当時の学界では、その要因としておもに産児制限と晩婚化を挙げているが、初等教育の普及から約15年後に出生率が落ち始めていることから、教育の効果も無視できないであろう²²。人口を増やしたい国家に対して、個人は昔と変わらず適正な子ども数に制限したいと考えていたのである。

渡邊(1981)は、戦後に行われた各種出生力調査のデータを妻の出生年を手がかりにコーホートに組みなおし、出生意欲（理想・希望・予定子ども数²³）の推移について分析している。それによると、1925年以前のコーホートでは理想子ども数は3人以上で、希望子ども数は3人近い水準であったが、1930年コーホート以降減少し、1940年コーホートの時点では理想子ども数は2.5人強、希望子ども数も2.5人前後の水準に落ち着いた。より具体的な子ども需要指標である予定子ども数は、1927年コーホートの時点ですでに2.5人を少し下回り、1940年代のコーホートでは2.2人前後となっている。一方、既往出生児数も、1925年以前コーホートでは3.5人近かったのが1930年コーホート以降急減し、1940年の時点では予定子ども数と同水準となった²⁴。

この時期は、避妊技術が不確実であったにもかかわらずそれまでの間引という子ども数制限方法が封じられ、人々は子沢山となる危険を常に抱えていた。小家族を達成した17～18世紀と、避妊の普及した戦後にはさまれた過渡期であったといえる。その中でも、人々の子ども需要は前近代社会から受け継がれてきた水準を越えることなく、資本主義経済発

²¹ 守泉（原田）理恵、2001「日本の出生力転換と経済発展—第一次人口転換期（1920～40）」『大学院研究年報』経済学研究科編、第30号、中央大学、80、84ページ。

²² 河邊 宏、1981「戦前における中等教育の普及と出生力との関係」『人口問題研究』第158号、人口問題研究所、5ページ。

²³ 欲しい子どもの数を把握する概念として「理想子ども数」「希望子ども数」「予定子ども数」がある。「理想子ども数」は、「一般的に子ども数は何人くらいがよいと思いますか」という質問に対して回答される子ども数、希望子ども数は「何人子どもが欲しいですか」という質問に対する回答、予定子ども数は、「あと何人子どもを産むつもりですか」という質問に対してなされた回答に現存子ども数を足した子ども数をさす。

²⁴ 渡邊吉利、1981「完結出生力水準と出生意欲のコーホートの観察—各種出生力調査結果の妻の出生コーホートによる整理」『人口問題研究』第158号、人口問題研究所、54～55ページ。

展の中で3人から2人へと低下した。

2.3 第二次世界大戦後の子ども数制限

第二次世界大戦に敗れたことによって日本経済は壊滅的打撃を受けた。一方、人口は引揚者、ベビーブームによって一気に増加し、人口と経済のバランスは大きく悪化した。そこで、政府は1948年に優生保護法を成立させた。1949年には経済的理由による人工妊娠中絶も認めると改正し、事実上中絶が自由化された。日本では墮胎の歴史が長く、産児調節には墮胎も含まれると誤解している国民も多かったことと、避妊が普及していなかったことから、人工妊娠中絶による子ども数制限は急増し、反対に出生率は急減した。

いわば生活水準の悪化の即応策として人工妊娠中絶が認められたわけであるが、実際の激増ぶりを見て、その後政府、民間団体ともに避妊指導を強化した。そうした努力の結果、徐々に避妊が中絶にとって代わっていった。毎日新聞社が1950年からほぼ2年に一度実施している家族計画世論調査によると、避妊実行率は1950年の20%から70年代半ばの60%まで急増しており、避妊が普及していった様子が読み取れる。避妊方法としてはコンドームが圧倒的であるが、これは、明治期に初めて国産化されて軍人の花柳病（性病）対策として用いられてきたという歴史から、もともと身近で使いやすかったという事情が影響していると思われる。

また、現在では避妊手段も発達・浸透して避妊効率もかなり高いことから、欲しい数の子どもを欲しいだけ欲しい時期に産み、しかもその子どもはほぼ確実に育ちあがる状況が実現した。しかし、少なくなったとはいえ望まれない妊娠もある。その対応として現在でも中絶が一定の位置を占めており（特に第3子以降）²⁵、また、同じ毎日新聞の調査で中絶に対する意見も容認派（認める・条件付で認める）が80%を超えるのは、過去の子ども数制限の歴史に負うところが大きいといえよう。

3. 戦後の子ども需要とそのゆくえ

3.1 戦後の子ども需要の動向

子どもを何人産むかという問題は、何人の子どもの欲しいと考えるかによって変わってくる。実際にデータを見てみよう。

まず、図1は毎日新聞社の家族計画世論調査、図2は人口問題研究所（現国立社会保障・人口問題研究所）の行っている出産力調査（第10回から出生動向基本調査）でとられた子

²⁵ 国立社会保障・人口問題研究所が行った第11回出生動向基本調査（1997）では、妻全体の約2割が人工妊娠中絶を経験しており、3回目以降の妊娠で中絶率が高くなるという結果が出た。また、40歳以上の妻で中絶経験者が3～4割にのぼり、出生調節の一手段としていまだに利用されている傾向が読み取れるとしている。（国立社会保障・人口問題研究所、1998『第11回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）第I報告書：日本人の結婚と出産』調査研究報告資料第13号。）